

合理的配慮とその学生支援について 考える

香川大学 教育学部
香川大学 バリアフリー支援室
教育学部附属特別支援学校
坂井 聡

OECD（経済協力開発機構）加盟主要国は進んでいる

大学名	障害学生数／全学生数	障害学生数の割合	障害学生に占める発達障害学生の割合
ケンブリッジ大学	1,470／18,000	8.1%	66.7%
ワシントン大学	1,200／15,000	8%	43%
ウィニペグ大学	650／10,000	6.5%	35%
ブリティッシュコロンビア大学	1,600／50,000	3.2%	97.5%

（竹田 2015）

障害のある学生の在籍者数



出典：令和5年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）

- ※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
- ※2 「病弱・虚弱」とは、慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの、並びに身体虚弱的状態が継続して生活規制を必要とする程度のものをいう。
- ※3 「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。（平成24年度から「その他」の内訳を調査（平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人））
- ※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

発達障害の可能性がある児童生徒

小学生	10.4%
中学生	5.6%
高校生	2.2%

(出所) 2022年の文部科学省調査

障害のある人への差別とは

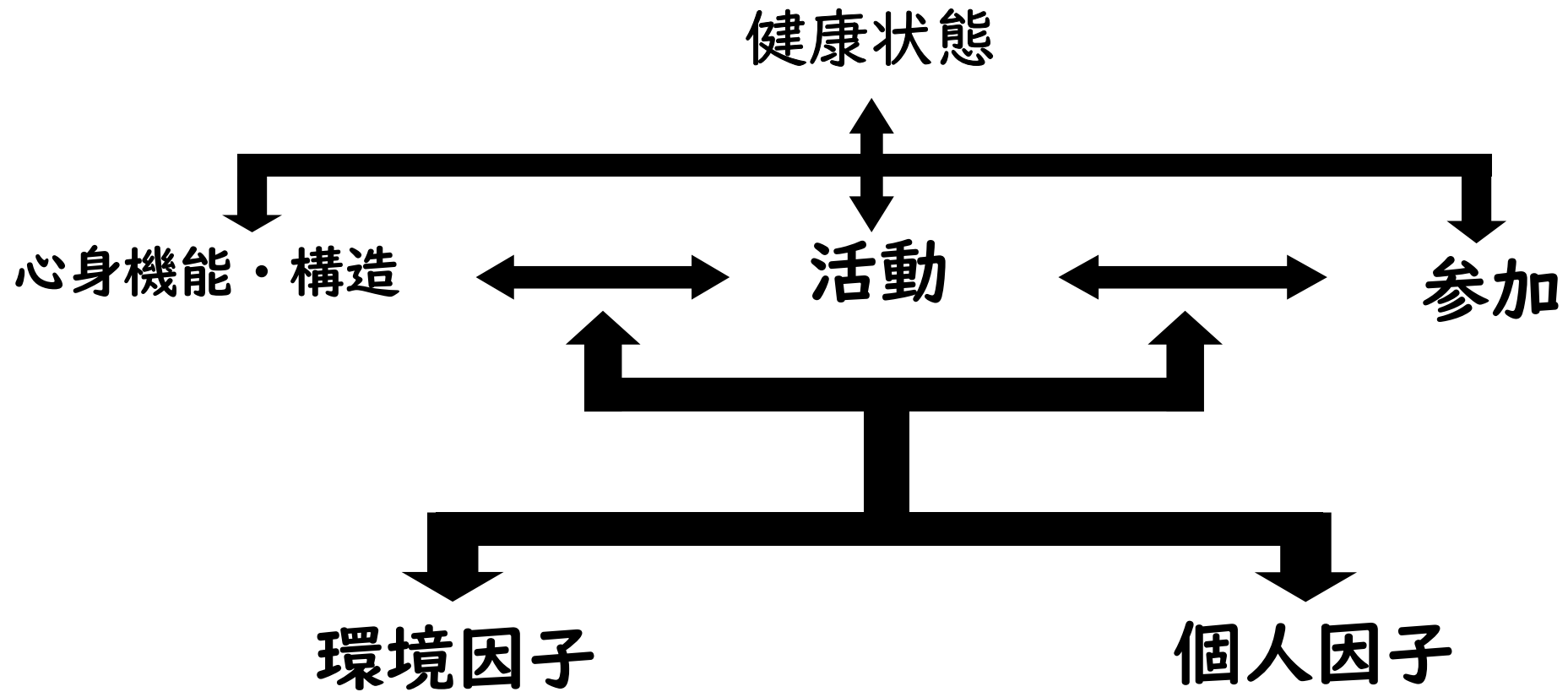
- 障害により平等な機会 (equal opportunity) を得られないこと
 - 「合理的配慮の提供により平等な機会を得られるようにする必要がある」
- 直接差別
 - 障害があることを理由に排除する
 - 例「学生に障害があることがわかった場合に、(障害学生を支援する体制がないなどの理由で) 障害を理由に入学を拒否する」
- 間接差別
 - 障害があると参加が難しい要件を設ける (社会的障壁)
 - 例「紙に印刷された文字の認識に障害のある生徒が、音声での受験を求めても、紙とペンの試験しか用意されない」

ICIDHからICFへ

ーWHO(世界保健機関)の障害分類ー

- 1980年に定められたICIDHでは
 - 機能障害→能力障害→社会的不利の一方通行の流れ
 - 社会的な環境や物理的な環境の役割を反映していない
- 2001年に公表されたICFでは
 - 生活機能と障害は、心身機能と構造、個人レベルの活動、社会への参加の次元を表す包括的用語として使用
 - 障害は健康状態と背景因子との相互作用ないしは複雑な関係と考える

ICFの概念図



もう一度確認します

●特別なものから誰もがもつ状態としての障害へ

障害を経験したことがありますか？

活動の制限や参加の制限を障害ととらえるようになってきています

障害という枠を超えてみると支援のアイデアが浮かんでくる

例 視覚障害とTV電話
知的障害とメモ

障害者差別解消法の目的

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律のこと
- 障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体、民間事業者などにおける障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現が目的

どのようなことが差別になるのか？

- 障害があるということだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為
- 障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁※を取り除くために必要で合理的な配慮（以下では「合理的配慮」と呼びます。）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合

この法律の対象は

- 国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関係で障害のある人と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしていない

どこまでが正常なのか

- どこからが正常でどこからが自閉症スペクトラムなのかということは、重なっているためにわからない。しかし、診断が必要なのは、本人や家族が問題を感じ、支援を必要とする場合である。

Lorna Wing(2005)

国連障害者権利条約での「障害者差別」とは

- 第二条 定義 「障害を理由とする差別」とは、
障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。
障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。
- 合理的配慮の否定は差別として禁止される

国連障害者権利条約での合理的配慮とは（定義）

- 障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための…
 - 必要かつ適当な変更及び調整
 - 特定の場合において必要とされるもの
 - 均衡を失した又は過度の負担を課さないもの
- 単なる「ひとりだけ、特別は認めない」は差別となる
- 「何が合理的かは、ケースバイケース」関係者間の合意形成が重要

「合理的配慮」とは

- 障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮

「合理的配慮」

「障害のある学生が、他の学生と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」

「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

(基礎的環境整備)

なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

教育機関における合理的配慮として 一般的に提供されやすい変更や調整の例

- 試験の配慮
 - 別室受験、時間延長、代筆、代読、音声読み上げ、音声入力、キーボード入力の許可
- 記録の代替
 - ノートテイカーの提供、録音、撮影、パソコン利用の許可
- 教科書・教材へのアクセシビリティ
 - 教科書・教材を代替フォーマット（点字、音声、拡大、電子テキストファイル等）に変換したものを提供、字幕のないビデオ教材への字幕追加

教育機関における合理的配慮として 一般的に提供されやすい変更や調整の例

- 音声言語へのアクセシビリティ
 - 手話通訳、文字通訳（パソコン要約筆記）
- 建物とその機能へのアクセシビリティ
 - 教室、寮、コンピュータ室、図書館、実験室等の部屋と設備へのアクセス保障
- その他の支援技術による自立サポート（上記項目を技術的に支援）
 - 代替入力装置（特殊キーボード、特殊マウス、スイッチなど）、拡大カメラ、タイマー、耳栓、ノイズキャンセリングヘッドフォン、読み支援目的のルーラー使用、蛍光ペン、緊急避難用階段昇降器具等

合理的配慮となるのか？

- 手話通訳と文字通訳を同じ授業で
 - 屋外イベント等での会場までの移動、実習先までの移動
 - 発達障害の専門知識を持ったチューターを個別に提供
 - レポート課題の提出期限を2倍にする
-
- 個別の事例なので、個々の特別な事情により関係者との合意形成があれば可能な場合もある

大学や高専に求められる体制整備（Ⅰ）

- 障害者差別解消法に基づいた障害者への差別的取扱の禁止と合理的配慮の提供が実施できる体制の構築
- 対象となる「障害者」とは
 - 学生
 - 附属施設（附属病院、附属学校等）の利用者や、シンポジウム等の大学が提供するプログラムの参加者も含まれる
 - 障害のある教職員については差別解消法の対象外

大学や高専に求められる体制整備（2）

- 差別解消法により求められる職員対応要領（服務規程）作成と公開
- 大学には上記の作成と公開の法的義務

大学や高専に求められる体制整備（3） 対応要領・対応指針に向けて

- 相談窓口（≡障害学生支援担当部署）の設置
 - ニーズの把握、具体的支援の提供、教員やその他関係部署での合理的配慮を調整するコーディネートなど専門性のある体制整備
- 学内での第三者的組織の設置
 - 障害学生等と大学・高専との紛争を学内調停する機能
- ウェブページ等での情報公開
 - 適切な情報の公開による説明責任と障害学生等の権利を保証

大学や高専に求められる体制整備（4）

- 学外リソースの活用
 - ネットワークの構築
 - 学生支援、就職支援等でも
 - 発達障害者支援センター、ハローワーク、障害者職業センター等

大学や高専に求められる体制整備（5）

- 附属学校関係
- 幼・小・中・高等学校、特別支援学校を附属施設として持つ大学はそこでの体制整備も必要
 - 教育実習等への配慮もいる
- 教育委員会との連携についても考える必要
- 附属病院関係
- 厚労省から対応指針や医療機関での対応要領案はすでに公開
 - <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000093391.html>

合理的配慮を考えるときに

- 全員のケースに当てはめられるものはない
- 「落としどころ感覚（リーズナブルさ）」については、今後蓄積していかなければならない
- 情報は更新されている

合理的配慮を考えるときに

- 合理的配慮は大学や高専への障害者参加のセーフティネット的役割を持つ仕組み
- 「合理的配慮を超えるものは提供しない、してはならない」という規定は存在しない
- 合理的配慮だけが公平な機会保障の手段ではなく、他の選択肢も考えられる
 - 障害者専用の積極的支援サービス等

合理的配慮ガイドブック

～障害のある学生への修学支援～



学生支援センター バリアフリー支援室

留意すること（近藤）

- 配慮に関するニーズを自分で考える機会を奪わないように
 - 自分のことを考える機会にする
- 保護者や支援者による先回りは、本人の自己決定の機会を奪うことになる
- 失敗する機会を奪わない
- その後のフォロー
- 転ばぬ先の杖をではなく、立ち上がるための支え

参考資料

- 近藤武夫(2015) 障害のある学生への合理的配慮 大学時報
- 近藤武夫(2014) 思いやりから「常識」へ DO-IT Japanの挑戦、知のバリアフリー 東京大学出版会
- DO-IT Japan 障害のある小中高校生の高等教育移行支援、大学生の就労移行支援を通じたリーダー育成プログラム <http://doit-japan.org/>
- 日本学生支援機構 障害学生支援情報
http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/index.html